

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月15日

福岡県知事 殿

提出者

住所 福岡県大牟田市新開町3-114

氏名 株式会社 文田建設

代表取締役 文田 賢一

電話番号 0944-53-1963

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 文田建設
事業場の所在地	福岡県大牟田市新開町3-114
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	500百万円/年
③ 従業員数	25人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 ①各作業所⇒ 自社/委託業者運搬⇒ ②自社中間処理 建設汚泥 ①各作業所⇒ 自社/委託業者運搬⇒ ②中間処理業者 木くず・廃プラスチック類 ①各作業所⇒ 自社/委託業者運搬⇒ ②中間処理業者

(日本工業規格 A列)

福岡県保健福祉
事務所
-5.5.15

第 号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【 本 社 】 産業廃棄物処理統括責任者 (業務統括本部長)

①<本社部門> 産業廃棄物処理管理責任者 (工事部長)

<各作業所> 産業廃棄物処理責任者 (現場代理人)

②<新開事業所> 産業廃棄物処理管理責任者 (事業所本部長)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	排 出 量	1,312.22 t	251.90t
	(これまでに実施した取組) 発生を抑制を考慮した工法の採用 再生資材の利用促進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	排 出 量	1,200.0 t	100.0t
	(今後実施する予定の取組) 作業所内での分別収集徹底による産業廃棄物減量化促進 再生資材の利用促進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスファルト塊、コンクリート塊、建設汚泥はそれぞれ分別し、 中間処理処分を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事受注内容に伴い、がれき類・建設汚泥の他に、廃プラスチック ガラス・廃油等を分別する。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
【 本 社 】 産業廃棄物処理統括責任者 (業務統括本部長)			
①<本社部門> 産業廃棄物処理管理責任者 (工事部長)			
<各作業所> 産業廃棄物処理責任者 (現場代理人)			
②<新開事業所> 産業廃棄物処理管理責任者 (事業所本部長)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	排 出 量	2.8 t	0.9 t
	(これまでに実施した取組) 発生を抑制を考慮した工法の採用 再生資材の利用促進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	排 出 量	2.0 t	1.0 t
	(今後実施する予定の取組) 作業所内での分別収集徹底による産業廃棄物減量化促進 再生資材の利用促進		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、廃プラスチック類、廃油はそれぞれ分別し、 中間処理処分を行っている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事受注内容に伴い、がれき類・建設汚泥の他に、 木くず・廃プラスチック・ガラス・廃油等を分別する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
	特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	特に無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,216.81 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
特に無し			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,200.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
特に無し			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	全処理委託量	95.41 t	251.9t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	7.15t
	再生利用業者への処理委託量	95.41 t	251.9t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0t
	(これまでに実施した取組) 委託先（収集運搬業者・処理業者）の事前調査の実施 委託先の選定基準と契約内容の適正化の促進		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	全処理委託量	2.8 t	0.9t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.9t
	再生利用業者への処理委託量	2.8 t	0.9t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0t
	(これまでに実施した取組) 委託先（収集運搬業者・処理業者）の事前調査の実施 委託先の選定基準と契約内容の適正化の促進		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	全処理委託量	0.0 t	100.0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	0.0t
	再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	100.0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託先（収集運搬業者・処理業者）の産廃処理状況の確認</p> <p>マニフェスト伝票の適正管理の徹底と保管の実施</p>		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	全処理委託量	2.0 t	1.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	1.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	2.0 t	1.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託先（収集運搬業者・処理業者）の産廃処理状況の確認</p> <p>マニフェスト伝票の適正管理の徹底と保管の実施</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。